

令和7年 第3回（8月）定例会

# 県央県南広域環境組合 議会 会議録

令和7年 第3回 県央県南広域環境組合議会定例会会議録

1 場 所 県央県南クリーンセンター 2階大会議室  
諫早市福田町1250番地

2 会 期 令和7年8月25日（1日間）

3 会期日程表

| 月 | 日  | 曜 | 種 別   | 内 容                                                                 |
|---|----|---|-------|---------------------------------------------------------------------|
| 8 | 25 | 月 | 定 例 会 | 開会、副議長の選挙、議席の指定、会期決定、会議録署名議員の指名、議会運営委員会委員の選任、報告、議案上程、説明、審議、討論、採決、閉会 |

4 付議事件表

| 番 号 | 審議<br>方法 | 事 件 名            | 議決月日  | 結 果                                                                  |
|-----|----------|------------------|-------|----------------------------------------------------------------------|
|     |          | 副議長の選挙について       | 8月25日 | 種 村 繁 徳 君<br>当 選                                                     |
|     |          | 議席の指定について        | 8月25日 | 1 番 森園浩太郎君<br>2 番 濱崎清志君<br>1 4 番 種村繁徳君                               |
|     |          | 会期の決定について        | 8月25日 | 8 月 2 5 日 の<br>1 日 と 決 定                                             |
|     |          | 会議録署名議員の指名について   | 8月25日 | 鶴 田 啓 子 君<br>森 和 明 君<br>指 名                                          |
|     |          | 議会運営委員会委員の選任について | 8月25日 | 森 園 浩 太 郎 君<br>森 和 明 君<br>谷 澤 和 浩 君<br>酒 井 恭 二 君<br>小 嶋 光 明 君<br>選 任 |

|              |             |                                                                |           |         |
|--------------|-------------|----------------------------------------------------------------|-----------|---------|
| 報 告<br>第 2 号 | 本<br>会<br>議 | 専決処分の報告について（県央<br>県南広域環境組合職員の勤務時<br>間、休暇等に関する条例の一部<br>を改正する条例） | 8 月 2 5 日 | 報 告 受 理 |
| 報 告<br>第 3 号 | 本<br>会<br>議 | 専決処分の報告について（県央<br>県南広域環境組合職員の育児休<br>業等に関する条例の一部を改正<br>する条例）    | 8 月 2 5 日 | 報 告 受 理 |
| 議 案<br>第 6 号 | 本<br>会<br>議 | 工事請負契約の変更について<br>（県央県南広域環境組合第 2 期<br>ごみ処理施設建設工事）               | 8 月 2 5 日 | 原 案 可 決 |
| 議 案<br>第 7 号 | 本<br>会<br>議 | 工事請負契約の変更について<br>（県央県南広域環境組合南部リ<br>レーセンター建設工事）                 | 8 月 2 5 日 | 原 案 可 決 |
| 議 案<br>第 8 号 | 本<br>会<br>議 | 令和 7 年度県央県南広域環境組<br>合一般会計補正予算（第 1 号）                           | 8 月 2 5 日 | 原 案 可 決 |
| 議 案<br>第 9 号 | 本<br>会<br>議 | 令和 6 年度県央県南広域環境組<br>合一般会計歳入歳出決算の認定<br>について                     | 8 月 2 5 日 | 認 定     |

○ 出席議員（13名）

- 1 番 森園 浩太郎 君
- 2 番 濱崎 清志 君
- 3 番 中島 康範 君
- 4 番 山口 正広 君
- 5 番 鶴田 啓子 君
- 6 番 森 和明 君
- 7 番 谷澤 和浩 君

9 番 酒井 恭二 君  
10 番 小田 孝明 君  
12 番 隈部 和久 君  
13 番 小嶋 光明 君  
14 番 種村 繁徳 君  
15 番 北島 守幸 君

○ 欠席議員（2名）

8 番 矢崎 勝己 君  
11 番 田中 克彦 君

○ 説明のため出席したもの

管 理 者 大久保 潔重 君  
副管理者 古川 隆三郎 君  
副管理者 金澤 秀三郎 君  
副管理者 松本 政博 君  
監査委員 徳永 清己 君  
事務局長 岩永 健一郎 君  
事務局次長兼総務課長 馬場 英二 君  
施設課長 鵜殿 光輝 君  
総務課課長補佐 濱崎 和也 君  
施設課課長補佐 山下 秀顕 君

○ 議会関係出席者

書 記 長 島田 太一 君  
書 記 牟田 憲司 君  
書 記 常岡 由日流 君

（午前10時00分 開会）

○議長（北島守幸君）

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和7年第3回県央県南広域環境組合議会定例会を開会いたします。

今期定例会に説明員の出席を求めましたので、御報告いたします。

次に、島原市議会選出議員の辞職に伴い、新たに組合議員として選出されました議員を御紹介いたします。

島原市議会選出、森園浩太郎議員、同じく種村繁徳議員でございます。  
よろしくお願いいたします。

なお、議事の進行上、ただいま御着席の席を仮議席といたします。

議事日程は、お手元に配付しております「議事日程表」により執り行います。

ここで、管理者より発言の申出がっておりますので、発言を求めます。管理者。

#### ○管理者（大久保潔重君）

皆様、おはようございます。本日、令和7年第3回県央県南広域環境組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、御健勝にて御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

会議に先立ちまして、1991年の雲仙普賢岳の噴火災害では、沈静化を願って髭を伸ばした姿で陣頭指揮を取られました鐘ヶ江管一元島原市長の御逝去の報に接し、謹んでお悔やみ申し上げますとともに、心から御冥福をお祈り申し上げます。

それでは、初めに、施設の稼働状況から御報告を申し上げます。

本施設は、第2期ごみ処理施設が供用を開始するまでの「つなぎ運転」を行っているところでありますが、1日当たりおおむね250トンの安定した処理を継続しており、今年度は6月24日から7月2日までの9日間において計画全炉停止を行い、炉の点検整備補修を実施いたしました。

また、来る9月7日から10日までの4日間と、10月13日から24日までの12日間におきましても、全炉停止を行い炉の定期点検整備などを実施する予定であります。

第2期ごみ処理施設の建設工事につきましては、プラントに係る工事が最終段階を迎えており、今年の年末には、実際の炉に火が点火される予定であります。

また、来年の初め頃には、実際にごみを処理する試運転が実施される計画となっているなど、着実に事業の進捗が図られている状況であります。

南部リレーセンターの建設工事につきましては、建物に係る工事と並行して、プラントに係る工事が今後本格的に進められることとなっております。

今後も引き続き令和8年度からの新施設の稼働に向けて、環境負荷が小さく、地球温暖化対策や循環型社会形成の推進に貢献でき、安定的で効率的な地域に信頼されるごみ処理施設の整備と運営に取り組んでまいりたいと考えております。

今定例会では、「令和6年度県央県南広域環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を含む4件の議案と、2件の報告を提出させていただきました。

内容につきましては、後ほど事務局長が御説明を申し上げますので、よろし

く御審議賜りますようお願い申し上げます。

以上、誠に簡単ではございますが、私からの開会の御挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

**○議長（北島守幸君）**

それでは、日程第1「副議長の選挙について」を議題といたします。

8月7日付で、濱崎議員より副議長辞職の申出がありましたので、地方自治法第108条の規定により、これを許可いたしました。

よって、新たに副議長を選任する必要がございます。

副議長の選任につきましては、組合規約第7条第2項の規定により「組合議員のうちから組合の議会で選挙する」となっております。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法で行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

**○議長（北島守幸君）**

異議ありませんので、副議長の選挙の方法は指名推選に決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

**○議長（北島守幸君）**

異議なしと認めます。よって、指名の方法は議長において指名することに決定いたしました。

副議長に、種村繁徳議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました種村繁徳議員を、副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

**○議長（北島守幸君）**

異議なしと認めます。よって、種村繁徳議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました種村繁徳議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選を告知いたします。

副議長就任の承諾及び御挨拶をお願いいたします。副議長。

**○副議長（種村繁徳君）**

それでは、一言御挨拶申し上げます。

ただいま議員各位の御推挙を得まして、県央県南広域環境組合議会副議長の要職に就くことになりました種村でございます。

誠に光栄と存じ、深く感謝を申し上げる次第でございます。微力ではございますが、議長のもとに相助け合い、広域行政の推進と地方自治の発展のために

努力を払い、議会運営に万全を期してまいりたいと考えているところでございます。

ここに、議員各位の一層の御支援と御協力をお願い申し上げまして、誠に簡単ではございますが、就任の挨拶にかえさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

**○議長（北島守幸君）**

次に、日程第2「議席の指定について」を議題といたします。

新たに議員となられました方の議席及び副議長交代後の議席は、会議規則第4条第1項及び第2項の規定により、議長において指定いたします。

1番森園浩太郎議員。2番濱崎清志議員。14番種村繁徳議員。以上のとおり議席を指定いたしますので、移動をお願いいたします。

**○議長（北島守幸君）**

次に、日程第3「会期の決定について」を議題といたします。

今期定例会の会期を8月25日、1日とし、会期中の日程につきましては、お手元に配付のとおりとすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

**○議長（北島守幸君）**

異議ありませんので、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第4「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

会議規則第87条の規定により会議録署名議員に5番鶴田啓子議員及び6番森和明議員を指名いたします。

次に、日程第5「議会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。

現在、議会運営委員会委員が1名欠員となっております。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第5条の規定により、森園浩太郎議員を指名いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

**○議長（北島守幸君）**

異議なしと認めます。よって、森園浩太郎議員を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

なお、ただいま選任されました委員の任期は、委員会条例第2条第3項の規定に基づき、前任者の残任期間となりますので、令和7年8月28日までとなります。

また、その他の委員も8月28日で任期満了となりますので新たな議会運営委員会委員を選任する必要があります。任期満了後の新たな委員の選任につきましては、委員会条例第2条第2項及び第5条の規定に基づき、1番森園

浩太郎議員、6 番森和明議員、7 番谷澤和浩議員、9 番酒井恭二議員、13 番小嶋光明議員、以上5名を指名いたします。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

**○議長（北島守幸君）**

異議なしと認めます。以上5名を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただいま選任されました委員の任期は、委員会条例第2条及び第3条の規定に基づき、本年8月29日から令和9年8月28日までの2年間となります。よろしく願いいたします。

次に、日程第6、報告第2号「専決処分の報告について（県央県南広域環境組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。事務局長。

**○事務局長（岩永健一郎君）**

報告第2号「専決処分の報告について（県央県南広域環境組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例）」につきまして、御説明を申し上げます。

本件は、管理者の専決処分にする軽易な事項の指定について、第1号の規定に基づき、「県央県南広域環境組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により御報告するものです。

条例案の概要につきまして御説明いたしますので、本日お配りいたしました参考資料の1ページ「報告第2号参考資料」を御覧ください。

1の改正の趣旨でございますが、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の一部改正により、地方公務員についても同様に、仕事と育児・介護の両立支援のための措置が拡充されることに伴い、「県央県南広域環境組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例」の一部を改正しようとするものでございます。

2の改正の内容でございますが、1点目は、時間外勤務の免除の対象となる子の範囲を、3歳未満の子から小学校就学前の子に拡大するものでございます。

2点目は、家族が介護を必要とする状況に至った職員に対し、介護休暇などの両立支援制度等の周知と意思の確認を行うことを義務づけるものでございます。

3点目は、両立支援制度等の研修の実施や相談体制の整備など、勤務環境の



整備を義務づけるものでございます。

なお、この条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行することといたしております。

以上で、報告第 2 号の説明を終わります。

よろしく御了承賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（北島守幸君）**

これより報告第 2 号に対する質疑に入ります。

なお、質疑は、会議規則第 49 条規定に基づき、1 議題につき 3 回までといたします。質疑のある方は挙手をお願いいたします。ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（北島守幸君）**

なければ、これをもって質疑を終結します。報告第 2 号は、以上の報告を以ってご了承をお願いいたします。

次に、日程第 6、報告第 3 号「専決処分の報告について（県央県南広域環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。事務局長。

**○事務局長（岩永健一郎君）**

報告第 3 号「専決処分の報告について（県央県南広域環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）」につきまして、御説明を申し上げます。

本件は、管理者の専決処分にする軽易な事項の指定について、第 1 号の規定に基づき、「県央県南広域環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、専決処分をいたしましたので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により御報告するものです。

条例案の概要につきまして御報告いたしますので、本日お配りいたしました参考資料の 2 ページ「報告第 3 号参考資料」を御覧ください。

1 の改正の趣旨でございますが、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の一部改正により、国家公務員と地方公務員に関する特例について規定している改正前の法律第 61 条が、改正後は、国家公務員については改正後の第 61 条に、地方公務員については改正後の第 61 条の 2 に、それぞれ規定されたことから、本条例に引用している条項について、所要の改正を行うものでございます。

2 の改正の内容でございますが、資料に記載しておりますとおり本条例が引用している改正前の条項から、改正後の条項に改めるものでございます。

なお、今回の改正は、引用条項の改正のみであり、本条例に規定している要件の変更はございません。

最後に、この条例は令和7年4月1日から施行することといたしております。

以上で、報告第3号の説明を終わります。

よろしく御了承賜りますようお願いいたします。

**○議長（北島守幸君）**

これより報告第3号に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（北島守幸君）**

なければ、これをもって質疑を終結します。報告第3号は、以上の報告を以って御了承をお願いいたします。

次に、日程第7、議案第6号「工事請負契約の変更について（県央県南広域環境組合第2期ごみ処理施設建設工事）」を議題といたします。

提案理由について事務局の説明を求めます。事務局長。

**○事務局長（岩永健一郎君）**

議案第6号「工事請負契約の変更について（県央県南広域環境組合第2期ごみ処理施設建設工事）」につきまして御説明申し上げます。

本案は、令和4年5月27日に、県央県南広域環境組合議会臨時会議案第4号において議決を得て契約を締結いたしました「県央県南広域環境組合第2期ごみ処理施設建設工事」につきまして、今回、工事請負契約を変更しようとするものでございます。

変更内容は、請負金額につきまして、変更前の288億9,178万4,900円から、変更後の290億9,971万7,900円に増額しようとするものでございます。

変更理由につきましては、提案理由に記載のとおり、地盤改良工事において、想定を上回る大きさの障害となる転石が確認され、これを破碎し撤去するための工事を実施したことで約2カ月程度の工程が遅延したため、これを回復するための足場やデッキ先行受け材などの工期短縮のための追加工事が必要になったことに加え、余熱利用施設の温水配管及び電気ケーブルについて、敷地内の既存の配管及びケーブルが想定より老朽化していたため、これらを新しいものに取り替えるための追加工事が必要となったことから、所要の変更を行おうとするものでございます。

資料につきましては、議案の次のページに契約変更請書の写しを添付いたしております。

それでは、工事請負契約の変更の概要につきまして、御説明をさせていただきますので、本日お配りいたしました参考資料の3ページ「議案第6号参考資料」

を御覧ください。

議案参考資料の１と２に、先ほど御説明いたしました工事名と契約変更の理由を、次の３に、変更前と変更後の工事請負金額を記載しており、今回増額しようとする金額は、両カッコの変更額に記載のとおり、２億７９３万３，０００円でございます。

なお、この内訳につきましては、変更額の下に記載のとおり、工期短縮のための追加工事に係る変更額が１億１，６６１万１，０００円、余熱利用施設関連追加工事に係る変更額が９，１３２万２，０００円でございます。

次の、４から７までは、第２期ごみ処理施設建設工事の内容につきまして記載しております。

次に、参考資料４ページ５ページをお開きください。

まず、４ページの８におきまして、工期を短縮するための追加工事に係る契約変更の概要を記載させていただいております。

（１）には、追加工事の概要につきまして、（２）には、種別ごとに追加工事の内容につきまして、①では型枠工法の変更について、②ではブラケット足場の設置について、５ページの③には足場ステージ増設などの整備につきまして記載させていただいております。

したがいまして、これらの結果、（３）に記載しておりますように１億１，６６１万１，０００円の追加工事が必要となったものでございます。

次に、９におきまして、余熱利用施設の温水配管及び電気ケーブルの追加工事に係る契約変更の概要を記載させていただいております。

（１）には追加工事の概要につきまして、また、追加工事の場所が御確認いただけるよう追加工事の位置を平面図と写真でお示しいたしております。

したがいまして、余熱利用施設の温水配管及び電気ケーブルを更新するにあたり、（２）に記載しておりますように９，１３２万２，０００円の追加工事が必要となったものでございます。

したがいまして、今回の契約金額の変更は、黒丸１と、黒丸２の金額を合計いたしました参考資料の３ページに記載の変更額の２億７９３万３，０００円となったものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第６号「工事請負契約の変更について（県中央南広域環境組合第２期ごみ処理施設建設工事）」の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（北島守幸君）

これより議案第６号に対する質疑に入ります。

なお、質疑は会議規則第４９条の規定に基づき１議題につき３回までとい

たします。質疑のある方は挙手をお願いいたします。ございませんか。  
（「なし」と言う者あり）

**○議長（北島守幸君）**

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。反対討論のある方は挙手をお願いいたします。  
（「なし」と言う者あり）

**○議長（北島守幸君）**

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。  
お諮りいたします。議案第6号はこれを原案どおり可決することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と言う者あり）

**○議長（北島守幸君）**

異議なしと認めます。  
よって、議案第6号は原案どおり可決することに決定いたしました。  
次に、日程第7、議案第7号「工事請負契約の変更について（県央県南広域環境組合南部リレーセンター建設工事）」を議題といたします。  
提案理由について事務局の説明を求めます。事務局長。

**○事務局長（岩永健一郎君）**

議案第7号「工事請負契約の変更について（県央県南広域環境組合南部リレーセンター建設工事）」につきまして御説明申し上げます。

本案は、令和6年2月1日に、県央県南広域環境組合議会定例会議案第2号において議決を得て契約を締結いたしました「県央県南広域環境組合南部リレーセンター建設工事」につきまして、今回、工事請負契約を変更しようとするものでございます。

変更内容は、請負金額につきまして、変更前の31億9,000万円から、変更後の34億1,542万8,500円に増額しようとするものでございます。

変更理由につきましては、提案理由に記載のとおり、工期内に賃金等の水準が著しく変動し契約金額が不相当となり、インフレスライド条項を適用する必要が生じたことに加え、建物の基礎工事において、当初想定できなかった旧施設の基礎や土間等のコンクリートなどの地中障害物が確認され、これを破碎し撤去するための追加工事が必要となったことから、所要の変更を行おうとするものでございます。

資料といたしましては、議案の次のページに契約変更請書の写しを添付いたしております。

それでは、工事請負契約の変更の概要につきまして、御説明をさせていただきます。

すので、本日お配りいたしました参考資料の6ページ「議案第7号参考資料」を御覧ください。

参考資料の1と2に、先ほど御説明いたしました工事名と契約変更の理由を、次の3に、変更前と変更後の工事請負金額を記載しており、今回増額しようとする金額は、両カッコの変更額に記載のとおり、2億2,542万8,500円でございます。

なお、この内訳につきましては、変更額の下に記載のとおり、インフレスライド条項の適用に係る変更額が2億1,486万8,500円、基礎工事における地中障害物に係る変更額が1,056万円でございます。

次の、4から7につきましては、南部リレーセンター建設工事の概要につきまして記載しております。

次に、参考資料の7ページをお開きください。

まず、7ページの8におきまして、インフレスライド条項に係る契約変更の概要を記載させていただいております。

まず、(1)のインフラスライドの概要でございますが、建設工事の工期内に物価や賃金水準などに変動が生じ、契約金額が不相当となったときは、建設工事請負契約に基づき受注者は請負代金額の変更を請求することができる制度でございます。

また、(2)に図式化しておりますように、インフレスライドの金額は、残工事の期間が2カ月以上ある工事で、基準日以降の残工事が対象となり、変動前後の残工事額の差額のうち、受注者の負担となる残工事額の1%を超えた、図ではオレンジ色の(S)の部分がインフレスライド額となるものでございます。

今回の実際の額でございますが、受注者側から本年3月31日を基準日として請負代金額の変更の請求があったことから、定められた期日に基づき受注者との協議を開始し、最終的に(3)に記載しております2億1,486万8,500円をインフレスライド額とすることで受注者側と合意に至ったものでございます。

次に、8ページの9におきまして、基礎工事における地中障害物に係る契約変更の概要を記載させていただいております。

まず(1)には、追加工事の概要につきまして、(2)には、南部リレーセンターの建設場所の位置図を記載しています。

次の(3)でお示ししている場所において、写真で御確認いただきます地中障害物が確認され、これらを破碎し撤去するにあたり、(4)に記載しておりますように1,056万円の追加工事費が必要となったものでございます。

したがいまして、今回の契約金額の変更は、参考資料の7ページの黒丸の1

と、8ページの黒丸の2を合計いたしました金額が6ページに記載しております変更額の2億2,542万8,500円となったものでございます。

以上、簡単ですが、議案第7号「工事請負契約の変更について（県央県南広域環境組合南部リレーセンター建設工事）」の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（北島守幸君）**

これより議案第7号に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（北島守幸君）**

ないようですので、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。反対討論のある方は挙手をお願いいたします。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（北島守幸君）**

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第7号はこれを原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

**○議長（北島守幸君）**

異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第7、議案第8号「令和7年度県央県南広域環境組合一般会計 補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由について事務局の説明を求めます。事務局長。

**○事務局長（岩永健一郎君）**

議案第8号「令和7年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第1号）」につきまして、御説明申し上げます。

議案第8号の1ページを御覧ください。

本案による歳入歳出予算の補正は、第1条に記載いたしておりますとおり、歳入歳出それぞれ9億5,242万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ308億946万9,000円にしようとするものでございます。

その内容としましては、予算書の3ページから4ページの第1表、歳入歳出予算補正に記載のとおりでございますが、内容は、本日お配りいたしました参考資料で御説明させていただきますので、参考資料の9ページと10ページの「議案第8号参考資料」を御覧ください。

次の、第2条の債務負担行為の補正は、予算書5ページの第2表と、参考資料の10ページに記載しております4の債務負担行為補正（追加）に記載しておりますとおり、令和8年度の期間におきまして、東部及び西部リレーセンターに南部リレーセンターを新たに加えた3つの廃棄物運搬中継施設から当クリーンセンターまで、ごみを搬送するための「一般廃棄物搬送業務」に係る債務負担行為の補正を計上させていただいております。

また、第3条の地方債の補正は、予算書の6ページの第3表と、参考資料10ページの5の地方債補正（追加）に記載しておりますとおり、第2期ごみ処理施設及び南部リレーセンターの建設工事の財源に係る地方債の補正を計上させていただいております。

それでは、補正予算の概要につきまして御説明させていただきます。

歳入予算は、予算書の9ページから11ページ、歳出予算は、予算書の13ページから17ページでございます。

それでは、参考資料の1、補正の目的でございますが、記載しております①から⑤の予算の内容で補正予算を計上させていただいております。

まず1つ目といたしまして、①では、議案第6号でお願いしました第2期ごみ処理施設の工事請負契約の変更に伴う令和7年度分の整備費について、所要の予算措置をお願いするものでございます。

2つ目の②では、議案第7号でお願いしました南部リレーセンターの工事請負契約の変更に伴う令和7年度分の整備費について、所要の予算措置をお願いするものでございます。

3つ目として、③の起債償還元金と④の起債償還利子では、当初予算では、それぞれの財源に基金繰入金を充てることといたしておりましたが、有利な起債の借入れなどで生じた一般財源と、財源を更正する予算措置をお願いするものでございます。

4つ目といたしまして、⑤のごみ処理施設建設整備基金積立金では、資料の5の地方債補正に記載のとおり、今年度の起債の借入申請において、当初予算では、一般廃棄物処理事業債での借入れを予定しておりましたが、県との協議の結果、起債充当率及び地方交付税措置率が有利な起債を借り入れることが可能となりましたので、その結果、当初予算よりも21億9,080万円多く借り入れることができるようになったことから、この財源を当初予算で計上しておりました基金繰入金及び一般財源と財源更正を行った結果、不用額となる一般財源について、ごみ処理施設建設整備基金に積み立てる予算措置をお願いするものでございます。

なお、参考資料の3の予算の概要の（1）の歳入予算及び（2）の歳出予算の表におきまして、予算書の各歳入歳出予算の款毎に、①から⑤の区分に基づ

き色分けをして、補正前の当初予算額、補正予算額、補正後の予算額をそれぞれ記載させていただいております。

また、補正予算額に係る①から⑤の区分毎の財源、歳入予算の内訳につきましても、参考資料10ページの上段の表に記載をさせていただいております。

最後に、参考資料10ページの一番下の表に、参考といたしまして、今回の補正予算に係る各基金別の補正前と補正後における令和7年度末現在高見込額を記載しております。

以上、簡単でございますが、議案第8号の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（北島守幸君）**

これより議案第8号に対する質疑に入ります。

質疑は歳入と歳出を区分して行います。なお、質疑の際にはページ数をお示しください。

質疑は歳入歳出それぞれ3回までとなっております。

歳入に対する質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（北島守幸君）**

歳入についてなければ、それでは次に歳出に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（北島守幸君）**

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。反対討論のある方は挙手をお願いいたします。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（北島守幸君）**

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第8号はこれを原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「意義なし」と言う者あり）

**○議長（北島守幸君）**

異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案どおり可決することに決定いたしました。

ここで、会議を中断し休憩いたします。

（午前10時39分 休憩）

（午前10時40分 再開）

**○議長（北島守幸君）**



会議を再開いたします。

次に、日程第7、議案第9号「令和6年度県央県南広域環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

提案理由について事務局の説明を求めます。事務局長。

**○事務局長（岩永健一郎君）**

議案第9号「令和6年度県央県南広域環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について」御説明申し上げます。

本案は、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付しまして、議会の認定に付すものでございます。

それでは、お手元に配付いたしております主要施策の成果説明書により、令和6年度の決算概要を御説明申し上げます。併せまして決算書のほうも御覧いただければと存じます。

まず、成果説明書の5ページをお開きください。決算書は1ページでございます。

成果説明書は5ページ下段の令和6年度決算収支の状況の表の中の令和6年度の欄を御覧ください。

令和6年度の一般会計歳入歳出決算額は、歳入総額92億9,928万7,438円、歳出総額89億4,001万9,820円となり、歳入歳出差引残額及び実質収支額は3億5,926万7,618円となりました。

残額の主なものは、現施設の運転に係る経費などの執行残によるものでございます。

続きまして、歳入の主な内容について御説明いたします。

成果説明書6ページ7ページをお開きください。決算書は10ページから13ページでございます。

成果説明書6ページは款別の説明、7ページの上段①は予算額と決算額との比較でございます。中段②は款別の前年度決算額との比較、下段③は過去5年間における歳入決算額の推移をグラフで表したものでございます。

成果説明書7ページ中段②の款別決算額前年度比較の表で説明させていただきたいと存じます。

まず、1款、分担金及び負担金は、構成4市からの分担金で、決算額は40億円、前年度と比較して7億円の増となっております。

なお、構成市別の内訳につきましては、決算書11ページの備考欄に記載しております。

次に、2款、使用料及び手数料でございます。1項、使用料につきましては、組合所有地への電柱等の敷設に伴う行政財産の目的外使用料といたしまして1万4,000円でございます。

2 項、手数料は、一般家庭や事業所等から当組合へ直接持ち込まれた一般廃棄物処理に係る手数料でございます。事業所等からの有料ごみが減少したことなどにより、前年度と比較して4 7 6 万 1, 0 0 0 円、率にして2. 4 %の減で、総額は1 億 9, 2 4 4 万 4, 0 0 0 円となっております。

次に、3 款、国庫支出金でございます。第2 期ごみ処理施設及び南部リレーセンターの整備に対する国の循環型社会形成推進交付金で、決算額は1 2 億 8, 5 1 7 万 3, 0 0 0 円、前年度比1 0 億 2, 9 2 9 万 4, 0 0 0 円の増でございます。

増の主な理由は、第2 期ごみ処理施設及び南部リレーセンターの建設工事費が増加したことから、交付金についても増となったものでございます。

次に、4 款、財産収入でございます。これは各基金の預金利子で、決算額は6 万円でございます。

基金毎の内訳につきましては、決算書1 1 ページの備考欄に記載しております。

次に、5 款、繰入金でございます。基金からの繰入金で決算額は6 億 1, 5 2 3 万円、前年度比2, 0 9 3 万 6, 0 0 0 円、3. 5 %の増でございます。

次に、6 款、繰越金でございます。令和5 年度からの繰越金で、決算額は2 億 5, 5 0 7 万 4, 0 0 0 円、前年度比1 億 3, 6 5 8 万 8, 0 0 0 円、3 4. 9 %の減となっております。

減の主な理由は、4 年度から5 年度に繰り越した第2 期ごみ処理施設の建設敷地造成工事費が皆減となったことに加え、5 年度からの決算余剰金も減となったことによるものでございます。

次に、7 款、諸収入でございます。1 項、組合預金利子は、歳計及び歳計外現金の預金利子で、決算額は9 8 万 8, 0 0 0 円でございます。

2 項、雑入の主なものは、余熱利用施設の指定管理者から納められる上水道使用料や余剰電力販売収入などで、決算額は1, 8 4 0 万 5, 0 0 0 円で、これと預金利子を合わせた諸収入の決算額は1, 9 3 9 万 3, 0 0 0 円、前年度比2 2 6 万 6, 0 0 0 円、1 3. 2 %の増となっております。

なお、雑入の内訳につきましては、決算書1 3 ページの備考欄に記載しております。

次に、8 款、組合債でございます。決算額は2 9 億 3, 1 9 0 万円で、これは第2 期ごみ処理施設及び南部リレーセンターの整備に係る財源確保のため組合が借り入れた一般廃棄物処理事業債で、各施設の建設工事費が増加したことから、前年度と比較して1 9 億 9, 4 4 0 万円の増となっております。

なお、令和6 年度におきましても、不能欠損額及び収入未済額はございませんでした。

続きまして、歳出の主な内容について御説明を申し上げます。

成果説明書 8 ページ 9 ページをお開きください。決算書は 16 ページから 21 ページでございます。

成果説明書 8 ページは款別の説明、9 ページの上段①は予算額と決算額の比較、中段②は款別の決算額前年度比較、下段③は過去 5 年間における歳出決算額の推移をグラフで表したものでございます。

9 ページ中段②の款別決算額前年度比較の表で御説明いたします。

まず、1 款、議会費でございます。議会費は、組合議会の運営に係る費用で、視察研修に係る費用が増となったことなどから、決算額は前年度比 11.8% 増の 193 万 5,000 円で、上段①の予算の執行率は 37.2% でございます。

なお、不用額の主なものといたしましては、会議に係る報酬及び費用弁償などの執行残でございます。

次に、2 款、総務費は職員の給与、事務所の経費、基金積立金、監査委員費などの組合の管理運営に係る費用で、基金積立額の減などにより、決算額は前年度比で 19.6% 減の 3 億 803 万 8,000 円となっております。

不用額の主なものは、事務費などの執行残でございます。

次に、3 款、衛生費でございます。現施設の運転管理業務や用役費などのごみ処理や中継施設に係る費用と、余熱利用施設の管理や第 2 期ごみ処理施設及び南部リレーセンターの整備に係る費用でございます。

令和 6 年度は、第 2 期ごみ処理施設及び南部リレーセンターの建設工事費が、いずれも増加したことなどから、決算額は前年度比で 75.7% 増の 82 億 6,049 万 3,000 円で、予算の執行率は 96.0% となっております。

不用額の主なものは、現施設の運転経費などの執行残でございます。

次に、4 款、公債費でございます。公債費は、組合が発行した地方債に係る償還金で、現施設のつなぎ運転に係る基幹改良工事の財源として令和 2 年度に借り入れた地方債の償還に係る費用と、第 2 期ごみ処理施設及び南部リレーセンターの整備に係る費用の財源として借り入れた地方債の償還に係る費用で、決算額は前年度比で 4.9% 増の 3 億 6,955 万 4,000 円となっております。

最後に、5 款、予備費でございます。充用する案件がありませんでしたので、予算額の 1,000 万円は全て執行残となっております。

成果説明書の 10 ページをお開きください。上段④に用役費の前年度比較、その下の⑤は令和 2 年度以降の推移をグラフ化して記載しております。

まず、LNG、液化天然ガスでございますが、決算額は前年度比で 7.3% 増の 3 億 6,507 万 4,000 円となっております。

増の主な理由は、国の価格高騰対策支援が縮小されたことで、購入単価が上昇したことによるものでございます。

一方、電気の決算額は、前年度比で1.7%増の2億6,502万9,000円となっております。

したがって、用役費の決算額の合計は前年度比で4.9%増の6億3,010万3,000円となっております。

次に、11ページを御覧ください。

上段⑥には人件費の前年度比較について記載しております。

表の一番上の一般職職員数ですが、令和6年度と令和5年度では、職員数の増減はありませんでしたが、人事異動や定期昇給、人事院勧告による給与や期末勤勉手当の改定により、給与及び職員手当は増となったものでございます。

次に、11ページの中段と下段に、基金の積立状況と令和2年度以降の基金現在高の推移をグラフ化して記載しております。

3つあります基金の令和6年度末の現在高は、表の一番右下にありますように16億6,383万1,000円でございます。

次に、成果説明書の12ページ13ページをお開きください。

9で地方債の状況を記載しております。

12ページの上段①借入額等の表は、借り入れた年度ごとの地方債を記載しており、表の下から2つが第2期ごみ処理施設と南部リレーセンターの整備のため令和6年度に借り入れたものでございます。

また、下段の②公債費の推移の表の一番下の太枠の欄に、令和6年度の償還額などを記載しております。

13ページを御覧ください。

上段③は公債費の推移(総額)、下段④は地方債現在高の推移総額について、それぞれグラフで示したものでございます。

次に、決算書のほうの24ページ25ページをお開きください。

財産に関する調書の公有財産の土地及び建物の表を御覧ください。

組合の土地及び建物の現在高について記載しており、令和6年度は当クリーンセンターの区域内で、未買収のままになっておりました3,782平方メートルの土地を購入いたしましたので、その分が増となっております。

なお、建物についての増減はございませんでした。

また、基金を除くその他の財産につきましても増減はございませんでした。これで歳入歳出決算についての説明を終わらせていただきます。

なお、去る7月24日に監査委員により決算審査を受けましたので、別冊にて審査意見書を添付させていただいております。

以上で議案第9号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜り

ますようお願い申し上げます。

**○議長（北島守幸君）**

これより議案第9号に対する質疑に入ります。

質疑は歳入と歳出を区分して行います。なお、質疑の際にはページ数をお示しください。

質疑は歳入歳出それぞれ3回までといたします。

まず、歳入に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（北島守幸君）**

歳入について、ないようですので、それでは次に歳出に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（北島守幸君）**

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。反対討論のある方は挙手をお願いいたします。

（「なし」と言う者あり）

**○議長（北島守幸君）**

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第9号はこれを認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

**○議長（北島守幸君）**

異議なしと認めます。

よって、議案第9号は認定することに決定いたしました。

以上をもちまして今期定例会に付議された案件はすべて終了いたしました。

今期定例会において議決されました案件につきましては、その条項、字句、数字その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

**○議長（北島守幸君）**

異議なしと認めます。

これをもって令和7年第3回県央県南広域環境組合議会定例会を閉会いたします。

（午前10時57分 閉会）

会議録の内容に相違ないことを証するために、ここに署名する。

議 長 北島 守幸

署名議員 森 和明

署名議員 鶴田 啓子